ひかりインターネット接続サービス契約約款（光エリア専用）
（全コース共通）

第１節　総則

第１条（約款の適用）
佐賀シティビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従い、当社の定める業務区域内において、ひかりインターネット接続サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ひかりインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（約款の変更）
当社は、法令改正、社会情勢の変化その他合理的必要がある場合、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
２．本約款を変更する場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）
本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、本サービスを利用する者
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	引込線１回線から２世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから放送 ONU（または通信 ONU）の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、放送 ONU（または通信 ONU）の出力端子以降すべての施設
受信者端子	本施設の端子であって、端末設備に接するもの
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器（ドロップクロージャ）の端子であって、加入者引込線を接続するためのもの（分岐分配器の端子が受信者端子となる場合、その端子を含みます）
引込線	引込端子（ドロップクロージャ）から放送 ONU（または通信 ONU）までの間を接続するケーブル。
放送 ONU	光ファイバーケーブルを同軸ケーブルに変換し、放送用の電気信号を建物に供給する設備
通信 ONU	光ファイバーケーブルを LAN ケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備
料金等	本サービスの月額利用料、オプションサービスの月額利用料、および初期費用
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	加入者が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）または同一の建物内にあるもの
機器	本サービスの利用にあたって当社が貸与する放送 ONU、通信 ONU および付属品の総称
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（法第 9 条の登録を受けた者をいう）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	法第 32 条に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
ドメイン名	当社が所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32bit のアドレス
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
３年長期契約	最低利用期間を 36 か月間と定め、月額利用料を割り引く契約形態

第４条（サービス品目）
当社は、FTTH 回線網を介してひかりインターネット接続サービスを提供します。
２．本サービスで提供するサービス品目は、次のとおりとします。

サービス品目
光 Wi-Fi10 ギガ、光 Wi-Fi5 ギガ、光 Wi-Fi2 ギガ、光 Wi-Fi500 メガ、光 Wi-Fi300 メガ、光 Wi-Fi160 メガ、光 Wi-Fi120 メガ、光 Wi-Fi100 メガ、光 50 メガ、光 Wi-Fi 30 メガ、光 8 メガ、光 3 メガ

3．当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第５条（オプションサービス）

本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は、次のとおりとします。

オプションサービス種目
メッシュ Wi-Fi、マカフィーforZAQ、メールアドレスの追加、Web メール、有害ページフィルタ

2． 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第２節　利用契約の単位と変更

第６条（利用契約の単位）

当社との本サービスの契約締結は、1 件の利用契約につき 1 個人もしくは 1 法人に限ります。なお、集合共同引込の場合、別途建物基本契約を締結したうえで、1 個人もしくは 1 法人を単位として利用契約を締結します。

第７条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款に同意のうえ、当社が別に定める加入申込書に必要事項を記載して当社に提出するものとします。

2．申込者が未成年である場合、当社は当該未成年者との契約を締結せず、法定代理人を契約当事者として利用契約を締結します。

3．当社は、申込者である個人が満 75 歳以上の場合、75 歳未満の家族または家族に準ずる者の同意を必要とします。

4．当社は、申込者である個人が成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。

第８条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

（１）申込者が料金等およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合

（２）申込者が本約款に違反するおそれがある場合

（３）申し込み内容に虚偽があった場合

（４）一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合

（５）本サービスの提供が著しく困難である場合

（６）申込者もしくは申込者と同一世帯や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合

（７）その他、契約締結が不適切である、あるいは特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合

2．前項により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第９条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2．利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日とします。

第１０条（初期契約解除）

申込者は、契約内容に関する書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間、書面により本サービスの契約の解除を行うことができます。

2．前項による契約の解除は、申込者が当該解除の旨を記載した書面を発した時にその効力を生じます。

3．初期契約解除が行われた場合、当社は申込者に対し、当該解除に伴う損害賠償、違約金その他の金銭等の支払又は交付を請求しません。ただし、解除日までの期間において申込者が提供を受けた電気通信役務に係る料金その他、総務省令で定める額については、この限りではありません。

4．当社は、初期契約解除に関連して申込者から金銭等を受領している場合には、総務省令で定める額を除き、これを速やかに返還します。

5．前各項に反し、申込者に不利となる特約は無効とします。

第１１条（最低利用期間および違約金）

本サービスには、6か月間または、「３年長期契約」の場合 36 か月間の最低利用期間があります。

2．最低利用期間中は、他のサービス品目への変更はできません。

3．加入者は、サービス提供を開始した日の属する翌月を１と起算して６か月または「３年長期契約」の場合、36 か月の利用契約期間内に第２０条（加入者による利用契約の解約）もしくは第２１条（当社による利用契約の解約）があった場合、当社が定める期日までに、料金表に定める月額利用料に相当する額を支払うものとします。

4．第１６条（加入者が行う本サービスの一時休止）、第１８条（加入者の義務違反による利用停止）により、サービス提供の停止があった場合、最低利用期間は延長されます。

第３節　契約事項の変更

第１２条（加入申込書記載内容の変更）

加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

２．加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座などの変更がある場合、当社所定の書類に必要な内容を記入して、事前に当社に提出するものとします。

３．加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

４．加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後の毎月末日付にて、特定のサービス品目の解約ができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要な内容を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

５．当社は、第８条（申し込みの承諾）第１項に該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は、当該申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

６．第１項、第３項および第４項の請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、当該契約変更日とします。第２項による変更の場合、提出された書類を当社が受領した日を、当該契約変更日とします。

第１３条（名義変更）

加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。

（１）加入者の改称

（２）承継

（３）譲渡

２．前項第２号または第３号の場合、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限ります。

３．加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の 10 日前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。

４．新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第１４条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等をすることはできません。

第１５条（設置場所の変更）

加入者は、通信 ONU、加入者施設および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができます。この場合、加入者は希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

２．当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

（１）加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合

（２）当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合

３．加入者は、本施設および通信 ONU の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第４節　本サービス提供の休止等

第１６条（加入者が行う本サービスの一時休止）

加入者が本サービスの一時休止を希望する場合、休止期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入のうえ、一時休止希望日の 10 日前までに当社へ提出するものとします。申し出た期間の変更を希望する場合も同様とします。申し出た期間または第４項に定める最長期間が満了した場合、速やかに一時休止は終了し、本サービスの利用が再開されます。なお、当社が特に認める場合を除き、再開後 1 年以内に再度一時休止を申し出ることはできません。

２．一時休止を行う場合、当社は通信 ONU を遠隔操作により全信号を停止します。この場合、設備占有に伴う月額負担金として毎月 2,000 円（税込 2,200 円）を加入者にご負担いただきます。月額負担金の日割り計算は行いません。

３．当社は、第２３条（加入者の支払い義務）にかかわらず、一時休止期間中の加入者について、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの月額利用料の支払い義務を免除します。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算を行いません。

４．一時休止期間は、一時休止の開始日から最長 6 か月間とします。

第１７条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

（１）天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき

（２）加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき

（３）加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき

（４）加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
（５）加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき
（６）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
（７）第３３条（加入者の維持責任）第３項または第４項に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外さなかったとき

２．当社は、前項第１号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．当社は、第１項第２号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
４．当社は、第１項第３号または第４号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
５．当社は、第１項第５号または第６号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
６．当社が本条により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
７．本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
８．第１項第２号により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、本サービスの提供を停止することがあります。

第１８条（加入者の義務違反による利用停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。
（１）第２３条（加入者の支払い義務）による本サービスの料金等の支払いを怠った場合および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合
（２）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（３）第１７条（当社が行う本サービス提供の制限）第１項第２号により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（４）第３３条（加入者の維持責任）第１項、第４７条（機密保持）第１項、第４９条（禁止事項）、第５３条（加入者の義務）、第５２条（コンテンツ）第２項および第５１条（著作権）に違反した場合
（５）第５０条（情報の削除等）第１項第１号ないし第３号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
（６）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

２．当社は前項により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第１９条（当社都合によるサービス停止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
（１）本施設の保守または工事のためやむを得ない場合
（２）本施設に障害が発生した場合
（３）天災地変が生じた場合
（４）他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
（５）第１７条（当社が行う本サービス提供の制限）第１項第１号により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（６）その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

２．当社は、前項により本サービスの提供を停止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第５節　利用契約の解除

第２０条（加入者による利用契約の解約）
加入者は、第１１条（最低利用期間および違約金）満了後、毎月末日付で利用契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入のうえ、解約希望日の 10 日前までに当社へ提出していただきます。

２．当社が前項の書類を受領した場合、書類に記載された解約希望日を当該契約の解約日として取り扱い、同日を本サービスの利用終了日とします。

第２１条（当社による利用契約の解約）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約を解約することがあります。
（１）第１８条（加入者の義務違反による利用停止）第１項により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（２）第４０条（オプションサービスの制限）第１項により特定のオプションサービスの提供を制限された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（３）電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設

の代替構築が困難な場合
（４）加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約され、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
２．当社は、加入者が第１８条（加入者の義務違反による利用停止）第１項各号のいずれかに該当し、その事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められる場合、前項にかかわらず、本サービスの利用停止を行うことなく利用契約を解約することができます。
３．当社は、第２項により利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により加入者へその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
４．第１項および第２項により利用契約が解約された場合は、その解約日を本サービスの利用終了日とします。

第６節　料金等

第２２条（料金等）
料金等は、料金表に定めるとおりとします。
２．当社は、料金表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の１か月前までに、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。
３．すべての料金等には消費税が別途加算されます。消費税は消費税率が改定された場合は改定後の税率を適用します。

第２３条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で定める料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第１２条（加入申込書記載内容の変更）により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、前条（料金等）で定める料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
２．料金等のうち、月額利用料の支払い義務は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）第２項により利用開始日に発生します。
３．料金等のうち、オプションサービスの月額利用料の支払い義務は、当該オプションサービスの利用開始日に発生します。
４．料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第２６条（施設の設置および費用負担）、第２７条（施設の移設および費用負担）あるいは第２８条（施設の撤去および費用負担）による施設の設置、移設あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
５．第１８条（加入者の義務違反による利用停止）により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の月額利用料は、当該サービスが利用されていたものとします。
６．第１９条（当社都合によるサービス停止）により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の月額利用料は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、通信の全てが停止することにより本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の月額利用料の支払い義務を免ずるものとします。

第２３条の２（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、料金等を、支払期限を定めて加入者に請求します。
２．前項により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。また、期日までに支払いができなかった場合は、第２５条（遅延損害金）とは別に、再請求手数料 200 円（税込 220 円）を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項に基づき第三者に支払わせることができます。

第２４条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第２１条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により、月の途中で利用契約が解約されたときは、料金等は第２１条（当社による利用契約の解約）第４項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
２．最低利用期間中に利用契約が解約された場合は、加入者は第１１条（最低利用期間および違約金）第３項に定める料金を当社に支払うものとします。

第２５条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算による）の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第７節　設備・機器および付随サービス

第２６条（施設の設置および費用負担）
当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
２．加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
３．加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より１年間とします。
４．集合共同引込の建物内においては、第２項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット・直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
５．加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第２７条（施設の移設および費用負担）

第１５条（設置場所の変更）第１項に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第１５条（設置場所の変更）第３項により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。

２．移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第２８条（施設の撤去および費用負担）

第２０条（加入者による利用契約の解約）第１項および第２１条（当社による利用契約の解約）第１項、第２項により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第２９条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第３０条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できます。

２．加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第３１条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第３２条（当社による維持管理）

当社は、当社施設を法および電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持するものとします。

第３３条（加入者の維持責任）

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。

２．加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

３．当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合、または電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合、または電気通信事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

４．前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が前項の技術基準等に適合していると認められないとき、加入者は、その自営端末設備または自営電気通信設備を電気通信回線から取り外すものとします。

５．本条に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第３４条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は自営端末設備または自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、すみやかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、自営端末設備または自営電気通信設備に起因する受信異常については、この限りではありません。

２．加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。

３．加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第３５条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、法および施行規則第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧するものとします。

第３６条（機器）

当社は、加入者に本サービスの利用にあたり必要な機器を貸与します。

２．第１項により、加入者が当社より貸与を受ける機器については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は機器を本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意または過失により機器を破損または紛失した場合には、加入者は別に定める損害金を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。

３．第１項により、当社より機器の貸与を受ける加入者は、第２０条（加入者による利用契約の解約）第２項、第２１条（当社による利用契約の

解約）第４項による利用終了日および第１２条（加入申込書記載内容の変更）第６項による契約変更日に当社に機器を返還するものとします。機器の返還なき場合は別に定める損害金を当社に支払うものとします。

４．加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第８節　回線相互接続

第３７条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができるものとします。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

（１）接続を行う場所

（２）接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称

（３）その他、接続の請求内容を特定するための事項

２．当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または本約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾するものとします。

第３８条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条（回線相互接続の請求）に準じて取り扱うものとします。

第３９条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第９節　オプションサービス

第４０条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第１７条（当社が行う本サービス提供の制限）第１項第２号から第７号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。

２．当社は前項により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第４１条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

２．その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルスおよびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

３．当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含みます。）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第４２条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。

２．当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し廃止する３ヵ月前までに書面によりその旨を通知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第４３条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

２．迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。

３．当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第１０節　雑則

第４４条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第４５条（通信の秘密）

当社は、法第４条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

２．当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第４６条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウエアに感染し得る脆弱性を有する端末のＩＰアドレスおよびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している加入者を特定し、当該加入者に対し、注意喚起を行うことがあります。

第４７条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

２．当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づ く強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

４．当社は、第１項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第４８条（反社会的勢力の排除）

加入者および当社は、現在または過去５年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為

（５）風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為

（６）その他前各号に準ずる行為

３．加入者または当社が、第１項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解約することができるものとします。

第４９条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（１）機器および施設の改変行為

①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為

②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。

③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（２）当社の承諾のないサービスの利用行為

①本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

②ＩＤ、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社と提携している電気通信事業者のフェムトセルサービスに供する場合、もしくは利用開始前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合は、この限りではありません。なお、加入者は、第三者が本サービスを利用する場合も本約款等に定める義務を負うものとします。

（３）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
（４）違法・有害情報に関する行為
①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷、侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑯違法な賭博その他これに類する行為を助長し、またはその参加を勧誘する行為
⑰法令に違反する行為、またはその実施、仲介、助長、勧誘（他人に依頼することを含みます。）を目的として本サービスを利用する行為
⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷、虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報、他者を不当に誹謗中傷・侮辱し、またはプライバシーを侵害する情報について、不特定の者による掲載・送信等を促したり、助長したりする行為
㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
（５）その他
①その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第５０条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（１）前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（２）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
（３）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（４）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
２．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第５１条（著作権）
加入者が当社サーバ内に開設したホームページに掲載するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合には、加入者が事前に当該著作権者の承諾を得たものに限るものとします。
２．加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはならないものとします。
３．本条に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第５２条（コンテンツ）
加入者が当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。
２．加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。

３．当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
（１）加入者のコンテンツを閲覧すること
（２）加入者のコンテンツが第４９条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
（３）加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること
４．本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第５３条（加入者の義務）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（１）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
（２）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
２．加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。
３．本条に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第５４条（本サービスの利用様態の制限）
本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。
２．加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできないものとします。

第５５条（損害賠償の免責および特約事項）
加入者が、第３３条（加入者の維持責任）第１項、第４７条（機密保持）第１項、第４９条（禁止事項）、第５１条（著作権）、第５２条（コンテンツ）第２項および第５３条（加入者の義務）について、故意または過失により、不正または違法な行為を行い、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
２．当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
３．通信 ONU の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した通信 ONU の設定を復元することはできません。
４．通信 ONU を交換した場合、Wi-Fi 設定コードは変更されます。この場合、Wi-Fi 対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
５．通信 ONU の脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
６．当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第４４条（個人情報）を遵守した上で、加入者の使用する通信 ONU 等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
７．当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
８．通信 ONU の USB ポートのご利用はサポート対象外となります。外部機器等の接続、動作、保存データ等について、当社は一切保証しないものとします。

第５６条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合、当社、加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則
（１）当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
（２）本サービスの加入促進を目的として、料金表に定める初期費用、月額利用料を減額する場合があります。
（３）本約款は、2026 年 11 月 1 日より施行します。

料金表（本表に記載する料金には消費税等を含みません）

１．初期費用
加入金　　33,000 円
工事費

工事費	金額
標準工事費（引き込み工事）	
①一戸建て	36,000 円
②集合住宅	36,000 円
その他の工事費	
①増幅器設置工事（増幅器代込）	10,000 円
②BS 混合増幅器設置工事（増幅器代込）	15,000 円

２．月額利用料
単位：通信 ONU1 台ごと

サービス品目	最大通信速度	月額利用料

	（下/上）単位：bps		
光 Wi-Fi10 ギガ	10G	10G	6,500 円
光 Wi-Fi5 ギガ	5G	5G	5,900 円
光 Wi-Fi2 ギガ	2G	2G	5,400 円
光 Wi-Fi500 メガ	500M	500M	4,500 円
光 Wi-Fi300 メガ	300M	300M	3,200 円
光 Wi-Fi160 メガ	160M	160M	5,600 円
光 Wi-Fi120 メガ	120M	120M	2,557 円
光 Wi-Fi100 メガ	100M	100M	3,200 円
光 50 メガ	50M	50M	5,000 円
光 Wi-Fi30 メガ	30M	30M	3,200 円
光 8 メガ	8M	8M	4,500 円
光 3 メガ	3M	3M	2,743 円

<注釈>

・通信 ONU のレンタル料が月額利用料に含まれています。

■本サービス内容一覧

サービス内容		
メール	アドレス数	最大 4 個（連絡用アドレス 1 個＋アドレス 3 個）連絡用アドレスは変更できません
	メールボックス容量	15GB（1 アカウントにつき）
	メール保存期間	365 日間
	1 回あたりのメール送信容量	25MB
	その他メールサービス	Web メール/えらべ～るメール/メール転送サービス
	メールセキュリティ対策	メールウイルススキャンサービス
	迷惑メール対策	迷惑メール撃退サービス
ホームページ	アカウント数	3 個
	ホームページ容量	60MB（最大 110MB まで追加可能）

2．オプションサービス種目

サービス名	月額利用料	付加機能の説明等サービス内容
メッシュ Wi-Fi	800 円/2 台セット	機器（ポッド）追加　月額利用料 400 円/台
マカフィーforZAQ	400 円	端末 3 台まで
メールアドレスの追加	4 つ目から 300 円	1 契約でメールアドレスが 3 つまで無料
Web メール	無料	メール送受信を外出先でも PC・スマホで行えます
有害ページフィルタ	無料	特定サイトへのアクセスを制限